

# 写

19人委第358号

平成20年2月4日

愛知県議会議長 青山 秋 男 殿

愛知県知事 神田 真 秋 殿

愛知県人事委員会委員長 那 須 國 宏

## 主幹教諭の職の設置に伴う教育職給料表の勧告について

これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念を明らかにした教育基本法の改正を受け、学校における組織運営体制及び指導体制の確立を図ることを目的として、平成20年4月1日から小中学校等に新たに副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置することができることを始めとする学校教育法の改正が行われたところである。

また、文部科学省は、平成20年度の義務教育費国庫負担金の予算措置として、既存の教職員配置を一部見直した上で定数改善を行うとともに、新たな職への処遇を行うこととしたところである。

こうした状況を踏まえ、愛知県教育委員会は、平成20年度から小中学校に主幹教諭の職を設置することとしている。

本委員会は、主幹教諭の給与について、その職に見合った適切な処遇を図るため新たな職務の級を創設することが適当であると認める。

よって、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）について、現行の教育職給料表を全国人事委員会連合会が新たな職務の級に対応するため作成した教育職参考モデル給料表に準じ、当該職の設置に合わせて改定するよう勧告する。